

## 企業統治の在り方に関する論点（二読）について

2025年12月24日

経済産業省 産業組織課

5

### 1. 指名委員会等設置会社制度の見直し

指名委員会等設置会社を含む機関設計に関する見直しは、企業が自律的に機関のあり方を選択できることを大前提に、企業の実際のニーズを踏まえ、企業の本来の目的に沿って、検討する必要がある。

10 株式会社の本来の目的である、「稼ぐ力」を強化して収益を上げるために、CEOはじめ経営陣が、リスクもある成長投資できるよう、取締役会が、経営陣へ業務執行の権限を委ね、リスクテイクを後押しした上で、その成果を厳格に評価し、経営陣の人事や報酬に反映させるような企業統治のあり方が有効（経済産業省が2025年4月30日付で策定・公表した「『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則」参照）。

15 この原則に照らすと、取締役の過半数が社外取締役である会社に関しては、指名委員会等設置会社について、役員人事だけに限定した、複雑な内容の特例を設けるのではなく、「経営陣が業務執行を行い、それを取締役会が監督する」本来の在り方を、正面から認めるような、新たな機関設計を検討しても良いのではないか。

20 ただし、その機関設計については、株主総会と取締役会の権限分配の在り方、ひいては株主権の在り方等との関連性についても意識することが重要で、それらを含めた、総合的かつ中長期的な検討が必要。

### 2. 役員等の責任に関する規律の見直し

#### （1）責任限定契約制度の見直し

25 企業が、成長投資（設備投資、研究開発投資、人材投資、知財・無形資産投資等）を実行し、稼ぐ力を向上させ収益を上げるために、経営陣が適切なリスクテイクを行うよう、取締役会が後押しすることが重要である（「『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則」の原則2参照）。この観点からは、株主の意思に基づき、業務執行取締役等にも責任限定契約を締結することを認め、業務執行取締役等が負担する損害賠償責任の額を一定範囲に限定することを認めることは、経営陣が適切なリスクテイクを行うために必要不可欠であり、重要な意義を有する。

いかなる取引や状況を、業務執行取締役等の責任限定契約の適用対象外とすべきか、具体的な要件についても、経営陣の適切なリスクテイクを阻害・萎縮させることがないよう、明確性の観点から慎重に検討すべきである。

35

## (2) 株主代表訴訟制度の見直し

株主代表訴訟制度により株主から提訴請求がされた場合、提訴対象とされる役員は、会社が提訴・不提訴の判断を行うまで不安定な立場に置かれる上、株主代表訴訟が提起された場合には訴訟対応に追われる等、大きな負担を強いられる。  
5 このような株主代表訴訟の提訴権は、現在、単独株主権とされており、株主であれば誰でも役員に大きな負担を強いることができることから、制度が濫用される危険性を内在している。

10 上記(1)と同様に、経営陣による適切なリスクテイクを後押しする観点からは、一定割合の株式保有を提訴要件とするなど、単独株主権から少數株主権に変更することが望ましい。

15 また、アメリカの訴訟委員会制度を参照し、社外取締役が過半数を占める取締役会や社外役員 3 名以上で構成される訴訟委員会等の独立性の担保された会社の機関が、株主代表訴訟の継続が会社の利益に反すると判断した場合には、裁判所が当該株主代表訴訟を却下することができる制度も、検討に値するのではない  
か。

## 3. 有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し

上場会社は、会社法に基づく事業報告書等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類）に加えて、金融商品取引法に基づく有価証券報告書を作成・開示しなければならず、実務において、両書類を別個の作成、別日の開示が定着している結果、企業・株主の双方において、負担が生じている可能性がある。このような状況下において、有価証券報告書と事業報告等を一本化することは、企業・株主双方の負担を軽減し、建設的な対話を促進する観点から重要な意義を有する。一本化した場合に、合理的なメリットを付与することも有益。

25 一方で、有価証券報告書と事業報告書等の一本化については、事業報告等の記載事項だけでなく、会計監査のスケジュール、株主総会の開催スケジュールに大きく影響するものであり、会計士や企業の実務負担や、現状の企業実務に与える様々な影響にも十分配慮しつつ、見直すことが必要。企業による開示の合理化・効率化と、株主・投資家の利便性の向上に資する制度となるよう、議論されることが期待される。